

# 消費税の軽減税率制度に関する 説明会のご案内

恵庭市、恵庭商工会議所、札幌南税務署では、消費税の軽減税率制度に関する説明会を下表のとおり開催いたします。

《説明内容》

- ① 軽減税率制度（対象品目・帳簿及び請求書等の記載方法など）の概要
- ② 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
- ③ 軽減税率制度に対応するための中小事業者への支援措置について

なお、参加をご希望の方は、事前の申込みが必要となりますので、下表の申込・お問合せ先に

**6月21日(金)午後5時まで**にお電話でお申込みください。

| 開催月日     | 開始・終了時間                                   | 会場                             | 申込・お問合せ先  |
|----------|---|--------------------------------|---|
| 6月25日(火) | ①10:00~11:00<br>②13:30~14:30<br>(各定員100名) | 恵庭市民会館<br>2階 大会議室<br>(恵庭市新町10) | 恵庭市役所<br>税務課 市民税担当<br>Tel0123-33-3131<br>(内線1414) |

なお、上記を含む、消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催予定については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」において、随時更新しています。

消費税軽減税率制度説明会の開催予定一覧【国税庁HP】



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//06.htm>

軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）で受け付けております。

【専用ダイヤル】 0570-030-456

【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）